

親子関係再構築支援事業（児童虐待からの脱暴力支援プログラム）実施業務委託  
事業者選定会議開催要綱

（目的）

第1条 大阪市こども青少年局が実施する親子関係再構築支援事業（児童虐待からの脱暴力支援プログラム）実施業務委託の委託事業者を選定するにあたり、「親子関係再構築支援事業（児童虐待からの脱暴力支援プログラム）実施業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催する。

（会議の委員）

第2条 選定会議の委員には、学識経験を有する者のうちからこども青少年局長が依頼する。

（座長）

第3条 選定会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、選定会議の議事を進行する。

3 座長に事故のあるときには、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（所管事務）

第4条 選定会議は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- （1）企画提案方式による委託事業者の選定にかかる審査基準に関すること
- （2）企画提案方式による委託事業者の選定にかかる提案内容の評価に関すること
- （3）その他、委託事業者選定に必要な事項

（庶務）

第5条 選定会議の庶務は、こども青少年局中央こども相談センターにおいて処理する。

（施行の細則）

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は令和6年12月23日から施行する。